

農業所得の申告方法が変わります

農業所得の計算方法について

農業所得の申告については、原則、営業などの所得申告と同様に収支計算によるものとされています。農業所得が水稲のみによるものについては、農業所得標準（市場価格・作柄などを参考にして計算された所得標準）を使った申告を選択することが認められていましたが、平成16年産の水稲からは収支計算による申告のみになります。

収支計算による申告の方法

- ・収入（農作物の販売金額・自家消費分など）から必要経費（種苗代・肥料代・農薬代・農具代・諸材料費・大型農具の減価償却費など）を差し引いて所得を計算します
- ・販売価格の分かる書類（出荷伝票・営農預金通帳など）経費の支出が分かる書類（領収書・営農預金通帳など）を大切に保存しておきましょう

今後、研修会・説明会を開催しますので、ご参加ください。

所得税の確定申告は、昨年1年間の所得に対する税金を精算する大切な手続きです。また、市県民税の申告は、昨年1年間の所得に対して、平成16年度に課税すべき税金を正しく計算するための資料を提出していただくものです。市では、市県民税の申告相談所を開設しますので、気軽にご相談ください。

税務署で確定申告をした人、所得が給与または公的年金退職年金だけの人は、申告をする必要はありません。（各種控除を受けよとする人は別に申告が必要です。下表参照）

なお、農業収入のある人で水稲以外の作物の収入がある人は、収支計算による申告となります。

所得税と市県民税の申告はお早めに！

本人が支払った国民健康保険・介護保険・国民年金の保険料は社会保険料控除の対象になります
支払った内訳の分かる書類（領収書・明細書）などを保存しておきましょう

3 月					2 月								受付時間 午前9時～午後4時	市県民税の申告相談所	
15日 (月)	4日 (木)	3日 (水)	2日 (火)	1日 (月)	27日 (金)	26日 (木)	25日 (水)	24日 (火)	23日 (月)	20日 (金)	19日 (木)	18日 (水)			17日 (火)
		市役所2階大会議室	河辺農業研修施設	大崎公民館	佐良山農業研修施設	一宮公民館	高野公民館	院庄公民館	高倉公民館	高田公民館	福岡会館・一宮公民館	田邑公民館	清泉公民館	広野公民館	成名公民館

	所得税の申告	市県民税の申告
とき・ところ	津山税務署(田町) 2月16日(月)～3月15日(月) 期間中の土曜日・日曜日は休みです	市役所課税課および上記の申告相談所 2月16日(月)～3月15日(月) 期間中の土曜日・日曜日は休みです
申告をしなければならない人	<ul style="list-style-type: none"> 商業、工業、医業、農業などを営んでいる人 地代、家賃、配当、不動産の売却などの所得がある人 15年中の所得金額の合計が、所得控除合計額を超える人 給与所得者（サラリーマン）で <ul style="list-style-type: none"> 給与収入が2,000万円を超える人 給与以外の所得が20万円を超える人 2か所以上から給与をもらっている人 還付申告（医療費控除など）は1月から受付 所得税の確定申告は2月16日からですが、源泉徴収された所得税の還付申告は1月から受け付けています 	<ul style="list-style-type: none"> 営業、農業またはその他の事業を営んでいる人 地代、家賃、配当、不動産の売却などの所得がある人 所得税がかからない人 給与所得者（サラリーマン）で給与支払報告書（源泉徴収票）が市役所へ提出されない人 雑損控除、医療費控除などの控除を受けようとする人 <p>申告しなくてもよい人</p> <p>所得税の申告書を提出した人 給与所得だけの人で、勤務先から市役所へすでに給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されている人</p>
必要申告なもの	<p>印鑑</p> <p>申告書用紙が届いている人は、その用紙</p> <p>生命保険料控除を受ける人は、支払った保険料の証明書</p> <p>医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収（明細）書、保険などで補てんされる金額の明細書</p> <p>住宅取得控除を受ける人は、登記簿謄本、住民票の写し、売買契約書、住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書</p>	<p>給与所得者および公的年金受給者は源泉徴収票</p> <p>損害保険料控除を受ける人は、支払った保険料の証明書</p>
問い合わせ先	津山税務署 回22 3147	市課税課 回32 2015